



健康保険への新規加入の届出は、 「事前提出」をお願いします。

健保組合はマイナ保険証の利便性をさらに向上させるため、入社日前に資格取得届や被扶養者異動届の内容を点検（事前点検）します。



資格取得届と被扶養者異動届は、入社日前に提出してください。

資格取得届と被扶養者異動届（以下、「資格取得届等」という。）を入社日前に提出していただくことで、健保組合は届書の内容を「事前点検」(※1)して、入社日前に加入者のデータをオンライン資格確認等システムに登録します。

【従来】入社日5日以内 → 【変更後】入社日の2週間前より受け付けます



健保組合が入社日前にデータ登録を完了させることで、加入者と事業主に様々なメリットがあります。入社日前の届け出にご協力ください。

基本的には入社日の2週間前より届出を受け付けますが、繁忙期となる4月1日入社届出は、令和7年3月3日から受け付けます。また、3月24日までに当組合に提出していただいた場合は、4月1日に「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の発行をいたします。(※2)

(※1) 事前点検は令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で定められた運用で、健保組合に限り認められた取り扱いです。

(※2) 被扶養者異動届は審査に時間を要する場合がありますため、データ登録にお時間をいただく場合があります。

加入者の
メリット

入社日からマイナ保険証が使えます！！

資格取得届等を入社日前に提出していただくことで、加入者は入社日からマイナ保険証で保険診療を受けることができます。

【加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することができます。】

なお、資格確認書を利用する方も、資格確認書が手元に届くまでの期間が短縮します。

急に医療機関にかかる場合も安心ね！！



届書の事前点検に関するよくある質問



内定を取り消したなど入社日前に提出した内容に変更があった場合は、どうすればよいのですか？



入社日前に提出した内容に変更があった場合は、原則、入社日までにご連絡ください。

届け出た内容に変更があった場合は、訂正届を提出してください。

訂正届は電子データでの届け出ができません。恐れ入りますが、書面でご提出ください。

訂正届は、各申請書の上部に赤字で「訂正届」と記入し、訂正が無い項目は黒字で記入していただき、訂正項目は、二段書きとし、上部に赤字で訂正前、下部に黒字で訂正後を記入してください。



入社日から5日以内の届け出という取り扱いは、変更されたのですか？

法令上、5日以内の届け出に変更はありませんが、迅速にデータを登録するために、事業主と健保組合に対し、事前点検の仕組みを積極的に利用するよう厚生労働省から通知されています。



オンライン資格確認等システムへ迅速にデータ登録を完了するための事前点検の仕組みについては、令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で取り扱いが示されています。※

また、令和6年12月2日の保険証の新規発行が廃止となったことを踏まえ、同年11月29日に厚生労働省から改めて事前点検の仕組みを利用するよう周知されました。

※本取り扱いは、健保組合に限った取り扱いです。(日本年金機構は対応していません。)
なお、厚生労働省は、日本経済団体連合会にも事前点検への協力を依頼しています。